

種別：税・保険料・年金など

NO	区分	内容
1	支援名	厚生年金保険料等の納付の猶予（事業主・船舶所有者の方）
2	支援開始日(期間)	り災日以降
3	支援の内容	災害により財産に相当な損害を受けた場合、保険料の納付の猶予を受けることができる。 ※被害額が全資産額の半分以上を超える場合・・・原則1年以内 被害額が全資産額の半分を超えない場合・・・原則8ヶ月以内
4	活用できる方	・被害により財産に被害を受けた事実がある ・保険料を一時に納付することが困難であること ・
5	必要書類等	・納付の猶予申請書 ・被災明細書 ・財産目録及び収支の明細書 ・り災証明書 ※日本年金機構HPにてダウンロード
6	手続き	上記の申請書及び添付書類を年金事務所へ提出
7	お問合せ先	〒830-8501 久留米市諏訪野町 2401 日本年金機構（久留米年金事務所） 電話：33-6192 FAX：34-2449
8	その他	猶予については、納期限の到来の時期によって内容が異なりますので、詳細は、日本年金機構HP掲載の「猶予の申請の手引き」のほか、管轄の年金事務所までお尋ねください。